

用語の解説

人口

国勢調査における人口は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時現在において、調査の地域に常住している人を調査した「常住人口」である。「常住している人」については、「Ⅰ 平成 17 年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照されたい。

年齢・平均年齢・年齢中位数

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳とした。

また、平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{総人口} - \text{年齢不詳人口}} + 0.5$$

なお、0.5 歳の補正は、生まれた月による誤差を考慮したものである。

また、年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で全人口を二等分する境界点にある年齢をいう。

年齢 3 区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）

「年少人口」とは 0～14 歳人口を、「生産年齢人口」とは 15～64 歳人口を、「老年人口」とは 65 歳以上人口をいい、特に 75 歳以上人口を「後期老年人口」という。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

国籍

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」、日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国とした。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

「一般世帯」とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒一学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者一病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者一老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者一自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者一刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

「世帯人員」とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。「親族人員」とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。

非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある人がいない世帯

単独世帯（1人世帯）

世帯人員が一人の世帯

核家族世帯

親族世帯のうち、親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって区分される、次の世帯

(1)夫婦のみの世帯 (2)夫婦と子供から成る世帯 (3)男親と子供から成る世帯 (4)女親と子供から成る世帯

高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの（他の世帯員がいない）一般世帯

高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の（他の世帯員がいない）一般世帯

3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る（他の世帯員がいない）一般世帯

父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る（他の世帯員がいない）一般世帯

親子の同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる人が同一世帯内にいる場合である。

子との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、子とみなせる人が同一世帯内にいる場合である。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住居

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住居以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時應急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住居に居住する一般世帯について、住居の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯

「間借り」以外の以下の4区分に居住する世帯をいう。

持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合をいう。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営・都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営、市（区）町村営、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合をいう。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舍）も含まれる。

民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営・都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合をいう。

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合をいう。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営・都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、

その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務所など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。なお、坪単位で記入されたものについては1坪を3.3㎡に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」、「15階以上」の五つに区分している。

一戸建

1建物で1住宅であるものをいう。なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物で1住宅であればここに含まれる。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。

その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

労働力状態

15歳以上の人について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事

主に通学をしていて、そのかたわら仕事をした場合

休業者

勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学

主に通学していた場合

その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

「労働力率」とは、「15 歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合のことをいう。（労働力状態不詳を「15 歳以上人口」及び「労働力人口」の双方に含めない。）

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人
臨時雇 日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

自営業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦など

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

第 1 次産業 A 農業 B 林業 C 漁業
第 2 次産業 D 鉱業 E 建設業 F 製造業
第 3 次産業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 情報通信業 I 運輸業 J 卸売・小売業 K 金融・保険業
L 不動産業 M 飲食店・宿泊業 N 医療・福祉 O 教育、学習支援業 P 複合サービス事業
Q サービス業（他に分類されないもの） R 公務（他に分類されないもの）
S 分類不能の産業

職業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 9 年 12 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、10 項目の大分類、61 項目の中分類、274 項目の小分類から成っている。

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

主な職業－科学研究者、情報処理技術者、医師、看護師、保育士、弁護士、教員、宗教家、音楽家など。

B 管理的職業従事者

専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営、管理に従事するものをいう。

主な職業－議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など。

C 事務従事者

庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。

主な職業－一般事務員、会計事務員、集金人、運輸事務員、速記者、タイピストなど。

D 販売従事者

有体的商品・不動産・有価証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険の代理・募集の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事など、売買・売買類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業－卸売・小売・飲食店主、販売店員、不動産仲介人、保険外交員、自動車セールスマンなど。

E サービス職業従事者

個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

主な職業一家政婦（夫）、ホームヘルパー、美容師、クリーニング師、調理人、アパート管理人など。

F 保安職業従事者

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序維持などの仕事に従事するものをいう。

主な職業一自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など。

G 農林漁業作業者

農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家さん（禽）・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業一農業作業員、植木職、林業作業員、漁業作業員など。

H 運輸・通信従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業一電車運転士、バス運転手、船長、航海士、航空機操縦士、無線通信員、郵便外務員、電話交換手など。

I 生産工程・労務作業員

機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組み立て・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

主な職業一金属材料・化学製品・窯業製品・土石製品等製造作業員、食料品製造作業員、製糸・紡織作業員、印刷・製本作業員、建設作業員、採掘作業員、清掃員など。

J 分類不能の職業

主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類し得ないものをいう。

また、職業（4 部門）の区分は、上記の大分類を次のように集約したものである。

I 農林漁業関係職業＝G

II 生産・運輸関係職業＝H＋I

III 販売・サービス関係職業＝D＋E＋F

IV 事務・技術・管理関係職業＝A＋B＋C

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

社会経済分類

社会経済分類は、人口を社会的・経済的特性によって区分するために、昭和 45 年国勢調査から設けられた分類である。この分類は、全人口について、年齢及び労働力状態を、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を考慮して作成されたものである。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自宅で従業

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外自区で従業・通学

常住している区に従業・通学先がある人で上記の「自宅で従業」以外の場合

市内他区で従業・通学

従業・通学先が常住している区以外にある場合

県内他市町村で従業・通学

従業・通学先が県内の他の市町村にある場合

他県で従業・通学

従業・通学先が県外にある場合

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

統計表中の記号

本書の統計表中で用いている記号は次のとおりである。 「0.0」…単位未満 「—」…該当数値のないもの

（参考Ⅰ）距離圏

距離圏とは中区金山駅を中心点として、各市町村の役場の所在地を 10Km ごとの距離帯に画定し集計したものであり、0～50 km 未満の各距離圏に属する市町村は下表のとおりとした。

0～10km未満	10～20km未満	20～30km未満	30～40km未満	40～50km未満
愛知県 清須市 七宝町 甚目寺町 大治町	愛知県 一宮市 春日井市 津島市 刈谷市 小牧市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 東郷町 長久手町 豊山町 師勝町 西春町 春日町 美和町 蟹江町 十四山村 飛島村 弥富町 東浦町 三好町 三重県 木曽岬町	愛知県 瀬戸市 半田市 豊田市 安城市 犬山市 常滑市 江南市 知立市 高浜市 大口町 扶桑町 阿久比町 多治見市 羽島市 各務原市 海津市 岐南町 笠松町 柳津町 輪之内町 笠原町 桑名市 東員町 朝日町 川越町	愛知県 岡崎市 碧南市 西尾市 武豊町 一色町 吉良町 幸田町 岐阜県 岐阜市 大垣市 関市 美濃加茂市 土岐市 可児市 瑞穂市 養老町 神戸町 墨俣町 安八町 北方町 坂祝町 富加町 御嵩町 三重県 四日市市 いなべ市 菟野町	愛知県 蒲郡市 南知多町 美浜町 幡豆町 額田町 音羽町 岐阜県 美濃市 瑞浪市 山県市 本巣市 上石津町 垂井町 関ヶ原町 揖斐川町 大野町 池田町 川辺町 八百津町 三重県 鈴鹿市

（参考Ⅱ）抽出詳細集計の抽出方法及び結果の推定方法

抽出方法

- 抽出詳細集計では、母集団を次の二つの層に分け世帯の抽出を行った。
- (1) 一般世帯及び 30 人未満の施設等の世帯（自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者を除く。）（以下「一般の世帯」という。）
 - (2) 30 人以上の施設等の世帯（自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者を含む。）

このうち、一般の世帯の抽出は、市区町村別結果でも一定の精度を確保するために、市区町村の人口規模によって区分した抽出率により市区町村ごとに世帯を単位として系統的に抽出した。30 人以上の施設等の世帯については、全数を用いた。

なお、本市の各区における一般の世帯の抽出率は、以下のとおりである。

区の人口規模	該当する区	抽出率
20万以上30万未満区	中川区、緑区	1/13
10万以上20万未満区	千種区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、港区、南区、守山区、名東区、天白区	1/10
5万以上10万未満区	東区、中区、熱田区	1/8

結果の推定方法

一般の世帯の結果は、集計値に当該市区町村の抽出率の逆数を乗することによって推定した。30 人以上の施設等の世帯については全数集計であるので、集計値をそのまま用いた。したがって、ある地域のある属性を有する人口又は世帯数の推定値 X を得るための計算式は、次のとおりとなる。（つまり、全市の集計結果は各区の集計結果の和となる。）

$$X = \sum_{i=1}^M (f_i \times X_{1i} + X_{2i})$$

ここで、

- i : 市区町村
- M : 推定値を求める地域に属する市区町村数
- f i : i 市区町村の一般の世帯の抽出率の逆数
- X 1 i : i 市区町村の一般の世帯の当該属性を有する集計値
- X 2 i : i 市区町村の 30 人以上の施設等の世帯の当該属性を有する集計値を示す。

表 社 会 経 済 分 類

社会経済分類	労働力 状態 1)	職 業 分 類			従業上の 地位 2)
		大 分 類	中 分 類	小 分 類	
1 農林漁業者	就業者	G 農林漁業作業者		115 植木職、造園師を除く。	3～6
2 農林漁業雇用人	就業者	G 農林漁業作業者		115 植木職、造園師を除く。	1, 2
3 会社団体役員	就業者		(14) 会社・団体等役員		3
4 商店主	就業者			71 小売店主 72 卸売店主 73 飲食店主	3～6
5 工場主	就業者	I 生産工程・労務 作業者	(55) 定置機関・機械及び 建設機械運転作業者 (56) 電気作業者 (57) 採掘作業者 (59) 運搬労務作業者 (60) その他の労務作業者 を除く。	152 セメント製造作業者 174 鉄道車両組立・修理作業者 195 たばこ製造作業者 207 和服仕立作業者 216 竹・草・つる製品製造作業者 217 その他の木・竹・草・つる製品製造作業者 236 漆塗師、まき絵師 238 印刷師 240 表具師 242 写真現像・焼付・引伸し作業者 243 製図・写図・現図作業者 244 包装作業者 257 大工 258 とび職 260 屋根ふき作業者 261 左官 を除く。	3, 4
6 サービス・ その他の事業主	就業者	他の社会経済分類のいずれにも該当しない職業分類項目			3, 4
7 専門職業者	就業者		(1) 科学研究者		
				13 医師 14 歯科医師 15 獣医師 16 薬剤師	1～6
				29 裁判官、検察官、弁護士 30 弁理士、司法書士	1～5
			(6) 経営専門職業従事者		1～6
8 技術者	就業者			39 大学教員	1～3
			(2) 技術者		
			(3) 保健医療従事者	13 医師 14 歯科医師 15 獣医師 16 薬剤師 を除く。	1～6
				127 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、 水先人 129 航空機操縦士、航空機関士	1～3
9 教員・宗教家	就業者		(4) 社会福祉専門職業従事者		
			(7) 教員	39 大学教員を除く。	1～6
			(8) 宗教家		
				52, 53 個人教師 43 文芸家、著述家	1～5
10 文筆家・芸術家・ 芸能家	就業者		(10) 美術家、写真家、 デザイナー		
			(11) 音楽家、舞台芸術家		1～6
				54, 55 職業スポーツ従事者 56 他に分類されない専門的・技術的 職業従事者	
11 管理職	就業者		(13) 管理的公務員		1
			(15) その他の管理的職業 従事者		1, 2, 6
12 事務職	就業者	C 事務従事者		31 その他の法務従事者	1, 2, 5
				44 記者、編集者	1～3, 5
				64 集金人を除く。	1～3, 5, 6
				130 車掌	1, 2, 5
13 販売人	就業者			64 集金人	
			(20) 商品販売従事者	71 小売店主 72 卸売店主 73 飲食店主 を除く。	1～3, 5, 6
				71 小売店主 72 卸売店主	1, 2
			(21) 販売類似職業従事者		1～3, 5, 6
14 技能者	就業者	H 運輸・通信従事者		115 植木職、造園師 127 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人 129 航空機操縦士、航空機関士 130 車掌 136 郵便・電報外務員 を除く。	1～6
		I 生産工程・労務 作業者	(57) 採掘作業者 (59) 運搬労務作業者 (60) その他の労務作業者 を除く。	264 土木作業者 265 鉄道線路工事作業者 を除く。	1, 2, 5, 6
15 労務作業者 3)	就業者		(57) 採掘作業者	136 郵便・電報外務員	1～6
			(59) 運搬労務作業者		
			(60) その他の労務作業者	264 土木作業者 265 鉄道線路工事作業者	1, 2, 5, 6
16 個人サービス人	就業者	E サービス職業従事者		73 飲食店主	1, 2
				94 芸者、ダンサー については、従業上の地位「3」 を除く。	1～3, 5, 6
				94 芸者、ダンサー	4
				111 警備員 112 その他の保安職業従事者	5, 6
17 保安職	就業者	F 保安職業従事者			1, 2
18 内職者	就業者				7
19 学生生徒	1				
20 家事従事者	2				
21 その他の15歳以上 非就業者	完全失業者 その他				
22 15歳未満の者					
23 分類不能	「労働力状態」が「不詳」の場合				

* 社会経済分類は、全人口について、「年齢」及び「労働力状態」を、さらに就業者については「職業」及び「従業上の地位」を加味して作成されている。
なお、網掛け部分は該当分類から除くものである。

- 1) 労働力状態 : 1・・・通学（15歳以上） 2・・・家事（15歳以上）
2) 従業上の地位 : 1・・・常雇 2・・・臨時雇 3・・・役員 4・・・雇人のある業主
5・・・雇人のない業主 6・・・家族従業者 7・・・家庭内職者
- 3) 従業上の地位「不詳」は「15 労務作業者」に分類した。